

平成 30 年度 持続可能な開発目標（SDGs）を活用した
地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業
【よくあるご質問】

1. 事業の内容について

【1-1】

Q: この事業は委託業務でしょうか？請負業務でしょうか？

A: 本事業は請負業務です。請負業務とは、仕様書に基づく業務を遂行し、その成果物をもって報酬（契約金額）を支払う形態の業務のことを指します。

本事業においては、採択団体が環境省と契約を締結します。なお、本事業費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」には該当しませんので、精算（金額の確定等）は行いません。

【1-2】

Q: 助成金との違いはなんですか？

A: 助成金とは、一般的に団体の取組を金銭的に支援するものを指します。

一方で、本事業は、環境省が定めている事業目的に沿った取組計画を団体が申請し、審査会の選考を経て、採択された申請書を基に仕様書を作成します。採択団体は、その仕様書に基づいて取組を実施することになります。

仕様書には、申請書に書かれた内容に加えて月次報告の提出や連絡会への出席、情報開示等が明記されます。そして、採択団体は、環境省と契約書を取り交わした請負者として本事業を実施しなければいけません。これらの点が、助成金とは大きく異なっています。

【1-3】

Q: 連絡会・報告会とはなんですか？

A: 採択団体の情報交換やアドバイザー委員からの助言を受ける場として、2 回程度連絡会を開催いたします。進捗確認となる中間報告は地方ごとに実施しますが、全国の採択団体の顔合わせとなるキックオフ会合と最終報告会は 1 ヶ所で開催いたします。出席に係る費用は契約金額に含まれます。

【1-4】

Q: この事業における成果物はなんですか？

A: 上記【1-1】【1-2】に記述しましたが、仕様書に基づく業務を遂行し、その結果を取りまとめた「中間報告書（1 年目）」及び「最終報告書（2 年目）」が成果物となります。

【1-5】

Q: この事業成果で求められることはどのようなことですか？

A: 取組の過程を明らかにするとともに、SDGs を活用することによって地域の複数課題の同時解決に資する様々な手法等を整理していただきます。そして、これらを踏まえて最初に策定した 2 ヶ年の事業計画と対照しつつ、事業終了後 3 ヶ年の中期ロードマップを策定していただきます。

【1-6】

Q: 環境パートナーシップオフィス（EPO）の役割はなんですか？

A: EPO の役割は、採択団体の取組を伴走支援することです。伴走支援とは、採択団体が取組を進める上で直面する様々な場面に対して、EPO が有するネットワークやノウハウを駆使して状況を打開するためのサポートのことをいいます。EPO は、取組の経過や進捗を把握し、各連絡会に同席することで問題意識や課題を共有します。なお、EPO の関与に伴う費用は、EPO が負担します。

2. 対象事業について

【2-1】

Q: 協働の対象は法人でないといけませんか？

A: 協働主体を法人のみに限定はしていません。公募要領で協議会と表記してあるのは、法人以外の主体も想定しています。ただし、私人（団体の代表ではない人）を協働主体とするのは想定していません。

【2-2】

Q: 協議会としての実績が採択要件に影響しますか？

A: 実績の有無に関わらず、申請内容とヒアリングの結果で審査されます。既に実績のある場合でも、取組が他の地域課題との同時解決に資するかが評価されます。なお、申請は、環境課題と社会課題のどちらを入り口とした取組でも、課題の同時解決に資するものであればかまいません。

※協議会には、会計上の受け皿となる組織の確認が必須になります。

【2-3】

Q: 任意団体、企業、学校、自治体は申請可能ですか？

A: 任意団体や企業、学校も「ウ その他、ア、イの活動・事業を行う法人で、国との請負契約者となりうる者」に該当する場合は、申請可能です。自治体は申請できませんので、パートナーとなる団体に申請していただきます。

【2-4】

Q: 協働主体に打診中の段階で事業に申請できますか？

A: 申請の時点でまだ取組の呼びかけを行っている段階であり、各主体の合意が未成熟なものは本事業の対象外となる場合があります。（この場合は、本事業によらず、法に基づく協働取組の申し出制度を活用してください）。なお、各関係主体に対しては、書類審査の過程で申請事業への関与についてヒアリングを行います。

3. 申請書について

【3-1】

Q: 「全体の頁数は 6 頁以内にしてください」とありますが、全体とはどこまでを指しますか？

A: 表紙（申請書）と別紙（1：事業の費用の内訳、2：各事業主体の詳細）を除いた箇所を 6 頁以内に収めてください。

【3-2】

Q: 申請事業は、より大きな事業の一部なので、それが分かるように書いてよいですか？具体的には、全体予算の何%として本事業の経費が充当される予定、といったような書き方をしてよいですか？

A: 追加情報として書く分にはかまいませんが、事業の費用の内訳は 200 万円未満ですので、それが分かるように書いてください。「別紙 1：事業の費用の内訳」が 200 万円を超えるものが採択された場合には、仕様書を作成する前段階で再提出していただきます。

【3-3】

Q: Web 製作費や土地の測量費、造成費（ビオトープなど）の項目は事業費に含まれますか？

A: Web 制作費はその他経費に該当します。業務の成果及び過程で発生する財産及び権利等は全て環境省に帰属しますので、Web 制作の内容によっては経費として認められない場合があります。採択後に担当官と調整していただきます。

また、土木工事費には支出されません。あくまで、取組に係る費用に対して支出されるものであり、財産となり得るものに対しては支出できません。また、机やイスなどの備品購入も該当しませんので、必要な場合は、レンタル又はリースでの対応となります。